

正しく申請しましょう！

(雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金)

【不適切な事例】

- ①実際には休業させていない労働者を休業しているかのように偽って支給申請を行ったケース
- ②労使協定に定めた休業手当額を支給していないにもかかわらず支給したかのように偽って支給申請を行ったケース
- ③同一法人内の他の事業所などで働かせている労働者に休業手当を支給し、休業させているかのように偽って支給申請を行っていたケース など



【不正の行為】

出勤日を休業日と表示した出勤簿や金額を改ざんした賃金台帳等、事実と異なる関係書類により支給申請を行うなど、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことは、不正行為にあたります。

(事業所訪問調査、労働者への聴取、外部からの通報等で発覚します。)



【受給した金額の返還】

不正行為により本来受給できない助成金の支給を受け、又は受けようとした場合は不正受給となり、不正受給が行われた日を含む判定基礎期間以降に係る助成金は全額不支給となります。

また、既に支給した助成金は、支給取消しとなり、全額返還に加え、支給額の20%相当額及び延滞金をお支払いいただくこととなります。



【不支給措置と事業主等の公表】

不正受給を行った事業主に対しては、不支給とした日又は支給を取り消した日から5年間国の給付金は支給しないこととされています。さらに、不正受給を行った事業主等の名称、所在地、事業概要、代表者氏名、不正の内容等は、公表(記者発表及び厚生労働省のホームページ上に5年間掲載)することとされています。

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金についての

立入検査への協力のお願いについて

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金については、令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた多くの事業主の皆様をはじめたくさんの事業主の皆様にご利用いただいているところです。

助成金については、適正な支給を推進する観点から、支給申請をいただいた事業主の皆様に対し、立入検査を実施しております。

対象となった事業主の皆様には、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

- 事前連絡なしに職員が突然訪問することがあります。
- 立入検査に当たっては、出勤簿、賃金台帳等、支給要件の確認に必要な書類等を状況に応じて確認させていただきます。
- 事業主の方のみならず従業員の方にもヒアリングをさせていただく場合があります。
- 従業員に対し、休業等の実施状況について、電話でヒアリングをさせていただいたり、郵送等でアンケート調査をさせていただく場合があります。
- 従業員に対するアンケートは、添付資料としてご提出いただいております労働者名簿等を使用させていただき実施する場合がありますので、従業員に対し、その旨ご説明いただきますようお願いいたします。

職員が、雇用保険法第79条による立入検査で訪問する際は、「立入検査証」を所持しておりますので、必ず確認してください。
また、この立入検査を拒むなど、協力していただけない場合には雇用保険法に基づく罰則が科せられることがあります。

また、休業等の実施状況の確認や、適正な支給申請の観点から、上記の立入検査以外に調査・確認を目的とした事業所訪問を行うことがあります。その際にも、任意で出勤簿、賃金台帳等支給要件の確認に必要な書類等の提出等をお願いすることがありますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

さらに、こうした事業所訪問の後に、必要に応じて改めて立入検査を行うことがありますので、ご了承ください。